

## 計量制度検討小委員会第3WG検討事項（案）

## 1. 計量標準供給とトレーサビリティの確保

## (1) 計量標準整備計画について

- ① 計量標準整備に関する社会的ニーズが高まる中、計量標準の整備計画の策定のあり方について検討すべきではないか。
- ② その際に、関係府省の意見をどのような形で集約し、反映させることが適当か。
- ③ 産総研の中期目標、中期計画への反映をどう担保すべきか。

## (2) 国家計量標準、国家計量標準機関について

- ① 国際的に位置付けられた国家計量機関（NMI）たる(独)産業技術総合研究所計量標準総合センター（以下、「NMIJ」という。）が供給する計量標準について、認定・認証の国際整合性を確保する観点等から、トレーサビリティの起点である国家計量標準として、明確に定義すべきではないか。
- ② NMIJ が国家計量標準機関として具備すべき要件（ISO/IEC17025、ガイド34等）と果たすべき責務（計量標準の開発供給と国際整合性の確保、我が国の代表機関としての国際機関に対する貢献、産業界に対する貢献等）を明確にすべきではないか。

## (3) 指定校正機関について

- ① 計量標準に対する社会的要請が拡大する中、指定校正機関の果たすべき役割を明確化するとともに、NMIJ の判断による円滑かつ弾力的な運用を可能とすべきではないか。
- ② この際、国際整合性の観点から指定校正機関の具備すべき要件（ISO/IEC17025、ガイド34等）と果たすべき責務（NMIJ との緊密な連携、国際基幹比較への参加等）を明確にすべきではないか。

(4) 国家計量標準に相当する標準（主として標準物質）の取り扱いについて  
国際整合性を必ずしも必要とせず、

- ① 業界、学会等の関係者間の合意の下で利用される標準物質等
- ② 新たな分野として国際整合性がとれていないものの、国内における認定・認証、先端研究開発、技術的法規制等の観点から、国家計量標準として供給（国家計量標準機関による認証）することが必要となる計量標準の供給体制を明確にすべきではないか。

## 2. 環境計量証明事業

- ・環境計量証明事業について

( 検討中 )

- ・特定計量証明事業に関する見直しの視点

(国会附帯決議)

- ① 地方分権化推進の観点から、全面的に都道府県に委ねることがなお困難か否か。
- ② 国の指定する機関についても、民間能力の活用を促進する観点から、可能な限り民間業者も指定すること。
- ③ 極微量物質等の計量証明に用いられる標準物質の開発に積極的に取り組むとともに、国内供給体制の整備を進めること。
- ④ アジア地域を始めとした諸外国に対する技術協力、支援措置等計量標準に関する国際協力を積極的に推進すること。

(その他)

- ① 特定計量証明事業における認定事業の国際整合性を確保する観点から、認定基準において国際整合化を図る必要があるのではないか。

## 3. その他